



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉政策課） 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 3
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 3
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課） 3
- 歳入の収納の事務の委託（水産課） 4

公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） 4
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報交流課） 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課） 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員選考採用試験の実施 6

教育委員会事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程 8

労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 10

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱 11

正 誤

- 平成27年 3月31日付け公報号外第5号中訂正・2件 22

告 示

沖縄県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所まごころ	豊見城市字高安385番地 大城アパート108号	まごころ介護相談センター	居宅介護支援事業所まごころ	平成27年4月1日

沖縄県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所いちまん	糸満市字真栄里2045番地 2	糸満市字糸満1413番地2	糸満市字真栄里2045番地2	平成27年4月1日

沖縄県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成27年5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービスさくら花	浦添市内間三丁目3番20号JG津覇 4階	平成26年12月25日

2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービスさくら花	浦添市内間三丁目3番20号JG津覇 4階	平成26年12月25日

沖縄県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスセンターハイビスカス	浦添市港川二丁目22番5号ユアサハイム105号	平成26年11月30日

沖縄県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアプランぎのわん	宜野湾市大山六丁目25番7号パークサイドテラス101号	平成27年3月1日

沖縄県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり伊平屋村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊礼幸雄	伊平屋村字田名1528番地2

任期 平成27年3月27日から平成28年4月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	名嘉文男	伊平屋村字田名1597番地

沖縄県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 糸満市米須土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成27年 5月12日

沖縄県告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市勝連津堅光原3027番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水利施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字新川野呂水原1145番98（次の図に示す部分に限る。）、1145番99、1145番149、1145番150
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成27年5月27日から同年6月5日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成27年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報交流課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番17号
- 5 契約金額 29,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年7月6日まで縦覧に供する。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年5月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人まきし
- 3 代表者の氏名 真喜志康芳

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市前島2丁目15番19号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす心身に障がいのある者に対して、就労の機会を提供し、生きる力を身につけさせ、地域に根ざした障がい者の社会参加と環境作りを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 9月 8日 沖縄県指令土第1000号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根2番2及び2番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地111番地1上原コーポ111-7号 大城美千代
- 5 検査済証番号 平成27年 5月 8日 第4207号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月 3日 沖縄県指令土第1142号、平成25年12月 6日 沖縄県指令土第1283号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字真玉橋467番1及び467番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市壺屋2丁目15番19号 宗教法人隣人キリスト教会 牧師 田中義弥
- 5 検査済証番号 平成27年 5月 8日 第4208号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月23日 沖縄県指令土第1179号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原150番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地879コアーズ豊崎501号 赤嶺裕子
- 5 検査済証番号 平成27年 5月 8日 第4209号
- 6 工事完了年月日 平成27年 4月 6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 7月 1日 沖縄県指令土第863号、平成27年 4月23日 沖縄県指令土第537号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字荷川取310番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市平良字西里56番地 株式会社とみや商会 代表取締役
中尾忠作
- 5 検査済証番号 平成27年 5月11日 第4210号
- 6 工事完了年月日 平成27年 4月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 6月 2日 沖縄県指令土第747号、平成26年10月 3日 沖縄県指令土第1082号（変更）、平成26年11月11日 沖縄県指令土第1203号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字古謝萱畑原976番ほか2筆（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市泡瀬二丁目18番11号 5F 株式会社UCHI 代表取締役
高江洲篤
- 5 検査済証番号 平成27年 5月12日 第4211号
- 6 工事完了年月日 平成27年 4月24日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成27年 5月22日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

1 試験職種、採用予定数及び職務内容

試験職種	採用予定数	職務内容	勤務箇所
臨床検査技師	17名程度	臨床検査の業務に従事します。	県立病院（6か所）において従事します。
診療放射線技師	若干名	診療放射線関係の業務に従事します。	
理学療法士	5名程度	理学療法関係の業務に従事します。	
言語聴覚士	若干名	言語聴覚関係の業務に従事します。	
看護師	120名程度	看護の業務に従事します。	
薬剤師	17名程度	薬剤関係の業務に従事します。	
臨床工学技士	12名程度	臨床工学関係の業務に従事します。	
施設管理技士	若干名	施設及び設備の維持管理の業務に従事します。	

（注）申込後の職種変更はできません。

2 受験資格

(1) 年齢及び免許

- ア 臨床検査技師を希望する者 昭和62年 4月 2日以降に生まれた者で、臨床検査技師免許を有するもの又は平成28年 7月末日までに免許を取得する見込みのもの
- イ 診療放射線技師を希望する者 昭和62年 4月 2日以降に生まれた者で、診療放射線技師免許を有するもの又は平成28年 7月末日までに免許を取得する見込みのもの
- ウ 理学療法士を希望する者 昭和55年 4月 2日以降に生まれた者で、理学療法士免許を有するもの又

は平成28年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

エ 言語聴覚士を希望する者 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、言語聴覚士免許を有するもの又は平成28年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

オ 看護師を希望する者 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、看護師免許を有するもの又は平成28年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

カ 薬剤師を希望する者 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師免許を有するもの又は平成28年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

キ 臨床工学技士を希望する者 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、臨床工学技士免許を有するもの又は平成28年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

ク 施設管理技士を希望する者 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、一級ボイラー技士以上の免許を有するもの

(2) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所等

日時	科目	内容	会場
平成27年7月12日（日） 午前9時30分から 午前11時00分まで 【全職種】	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	○沖縄大学（那覇市） ○県立北部病院（名護市） ○県立宮古病院（宮古島市） ○県立八重山病院（石垣市）
平成27年 7月13日（月）※注1 7月14日（火） 7月15日（水） 7月21日（火） 7月22日（水） 【看護師】	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	沖縄県本庁舎（那覇市）など 沖縄本島内 ※注2
平成27年 7月13日（月）※注1 7月27日（月） 7月28日（火） 7月29日（水） 【看護師以外の職種】	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	沖縄県本庁舎（那覇市）など 沖縄本島内 ※注2
注1 7月13日の面接試験は、県外及び離島からの受験生で沖縄本島で作文試験を受験する者を対象とし、そのほかの受験生は7月14日以降の面接試験日のうちいずれか1日を指定します。 注2 面接試験の会場は、原則として沖縄県本庁舎（那覇市）となりますが、応募状況により沖縄県本庁舎以外の会場になる場合があります。			

4 受験手続

(1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課（沖縄県本庁舎4階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098（866）2832（直通）

(2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留郵便で郵送してください（直接提出は不可）。その際、封筒の宛名面に「病院事業局試験申込書在中」と朱書きしてください。

ア 平成27年度沖縄県病院事業局職員選考採用試験申込書

自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込み前3月以内に撮影した写真（タテ約5.0cm・ヨコ3.5cm）を所定のところに貼付してください。

イ 52円切手を貼ったはがき（官製はがき可）

受験票として後日返送するので、表面に受験者の氏名及び受取先住所を明記してください。

ウ 受験資格の免許証の写し（A4規格、縮小コピー可）

受験資格を確認する必要があるので必ず提出してください。ただし、今後取得見込みの場合は不要です。

(3) 受付期間 平成27年5月21日（木）から同年6月3日（水）まで。ただし、平成27年6月3日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 留意点 受付後は、受験職種及び受験会場の変更はできません。受験会場は受験票に記載し送付いたします。

5 合格者の発表 試験の合格者は平成27年8月中旬に、沖縄県本庁舎正門や県立北部病院、県立宮古病院及び県立八重山病院で掲示し、沖縄県病院事業局ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyokenritsubyoin/index.html>）に掲載するほか、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

(1) 合格者は、平成27年度沖縄県病院事業局職員選考採用候補者名簿に登載されます。

(2) 選考採用候補者名簿の有効期限は、合格発表の日から1年間です。ただし、採用を辞退した者は、選考採用候補者名簿から削除します。

(3) 採用は原則として平成28年4月1日以降（免許取得見込みの者は、免許取得後）ですが、それより前に採用されることもあります。

(4) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取り消します。

7 給与等

初任給は平成27年4月1日現在、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士が169,100円（短大3卒）から180,300円（大学卒）まで、看護師が182,900円（短大2卒）から191,300円（短大3卒）まで、薬剤師が180,300円（大学4卒）から202,700円（大学6卒）まで、施設管理技士が139,500円（高校卒）で、それぞれ経験年数等を加味した額が支給されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

8 注意事項

(1) 試験当日は、受験票（はがき）、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。

(2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず返却しません。

(3) 試験会場は駐車場を確保していませんので、自家用車、オートバイ等の乗り入れはできません。公共交通機関を利用してください。

(4) 試験会場には喫煙場所がありませんので、喫煙は全面禁止とします。

(5) ゴミは試験会場に捨てずに各自必ず持ち帰ってください。

(6) 平成27年7月6日（月）までに受験票が到着しないときは、沖縄県病院事業局県立病院課人事担当に連絡してください。

9 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

台風等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、沖縄県病院事業局ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyokenritsubyoin/index.html>）に掲載します。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会教育長訓令第7号

教 育 庁

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程を次のように定める。

平成27年5月22日

沖縄県教育委員会

教育長 諸 見 里 明

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程
（趣旨）

第1条 この訓令は、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号。以下「運営要綱」という。）第5条第9項、第6条第2項及び第16条の規定に基づき、教育部の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

（教育部の組織）

第2条 教育部に別表の班名の欄に掲げる班を置き、班はそれぞれ同表の分掌事務の欄に掲げる事務を分掌する。

2 班に、班長及び班員を置き、別表の班名の欄に掲げる班の班長はそれぞれ同表の班長の欄に掲げる課長又は所長を充て、班員は班長の所属する課又は教育事務所に勤務する職員をもって充てる。

3 班長は教育部長（以下「部長」という。）の命を受けて班の事務を処理し、班員は上司の命を受けて班の事務に従事する。

4 部長は、必要があると認めるときは、第1項に定める班の分掌事務を臨時に変更し、又は班に新たな事務を所掌させることができる。

（その他の事項）

第3条 この訓令に定めるもののほか、教育部に係る新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月22日から施行する。

別表（第2条関係）

班名	班長	分掌事務
総務班	総務課長	1 教育部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 教育部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 新型インフルエンザ等についての広報活動に関すること。 4 新型インフルエンザ等対策に従事する職員の服務及び動員に関すること。 5 新型インフルエンザ等対策の予算総括に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。
教育支援班	教育支援課長	部内各班の応援に関すること。
施設班	施設課長	部内各班の応援に関すること。
学校人事班	学校人事課長	1 職員の感染予防及びまん延防止に関すること。 2 新型インフルエンザ等対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関すること。 3 県内感染期における県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員に係る人事配置等に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。
県立学校教育班	県立学校教育課長	部内各班の応援に関すること。
義務教育班	義務教育課長	部内各班の応援に関すること。
保健体育班	保健体育課長	1 県立学校及び市町村立学校の臨時休業に関すること。 2 幼児児童生徒の感染予防、まん延防止及びり患状況等の取りまとめに関すること。 3 部内各班の応援に関すること。

生涯学習振興班	生涯学習振興課長	1 社会教育施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関すること。 2 社会教育施設の使用の制限等の要請等に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。
文化財班	文化財課長	1 埋蔵文化財センターにおける感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関すること。 2 埋蔵文化財センターの使用の制限等の要請等に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。
教育事務所班	教育事務所長	所管区域内における教育部の分掌事務に係る情報の収集及び報告に関すること。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成27年 5月22日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

氏 名	現 職	関 歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成23年12月15日
春田吉備彦	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成23年 4月14日
宮尾尚子	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成23年12月15日
照屋兼一	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	弁護士	平成25年12月16日
上江洲純子	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部准教授	沖縄国際大学法学部講師	平成25年12月16日
高良恵一	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長	日本労働組合総連合会沖縄 県連合会事務局長	平成25年12月16日
益田原辰彦	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄電力関連産業労働組合総連合会 長	沖縄電力関連産業労働組合 総連合事務局長	平成23年12月15日
砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会沖縄県協議 会議長	情報産業労働組合連合会沖 縄県協議会幹事	平成24年10月18日
仲村信正	沖縄県労働委員会労働者委員 日本郵政グループ労働組合沖縄地方 本部特別執行委員	日本労働組合総連合会沖縄 県連合会会長	平成25年12月16日

山本隆司	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄県教職員組合中央執行委員長	沖縄県教職員組合中央執行 副委員長	平成25年12月16日
山城勝	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会常務 理事	一般社団法人沖縄県経営者 協会事務局次長	平成25年12月16日
安田幾夫	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行代表取締役専務	株式会社琉球銀行常務取締 役	平成26年 7月10日
山城博美	沖縄県労働委員会使用者委員 琉球海運株式会社代表取締役社長	琉球海運株式会社代表取締 役専務	平成25年12月16日
上江洲智一	沖縄県労働委員会使用者委員 久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取 締役	平成25年12月16日
宮城諤	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄ガス株式会社代表取締役社長	沖縄ガス株式会社常務取締 役	平成25年12月16日
大城玲子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県子ども生活福祉部子 ども福祉統括監	平成27年 4月 9日
幸地稔	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 長	沖縄県労働委員会事務局調 整審査課審査監	平成25年 4月11日
玉寄秀人	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 審査監	沖縄県総務部総務私学課文 書法規班長	平成27年 4月 9日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱を次のように定める。

平成27年 5月22日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年沖縄県条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の位置)

第2条 対策本部は、沖縄県庁内に置く。

(副本部長及び本部員)

第3条 条例第2条第2項に規定する対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、知事公室長、各部の部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び教育長をもって充てる。

3 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長、保健医療部長をもって充てられる本部員の順序でその職務を代理する。

4 前項の場合において、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成26年沖縄県規則第67号）に定める沖縄県知事の職務を代理する順序の例による。

(本部会議)

第4条 対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(対策本部の組織)

第5条 条例第4条の規定により、対策本部に、次に掲げる部を置く。

- (1) 総括情報部
- (2) 知事公室部
- (3) 総務部
- (4) 企画部
- (5) 環境部
- (6) 子ども生活福祉部
- (7) 保健医療部
- (8) 農林水産部
- (9) 商工労働部
- (10) 文化観光スポーツ部
- (11) 土木建築部
- (12) 出納部
- (13) 企業部
- (14) 病院事業部
- (15) 教育部
- (16) 人事委員会部
- (17) 監査委員会部
- (18) 警察部
- (19) 労働委員会部
- (20) 議会部

2 部に、部長及び副部長を置き、別表第1の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者及び同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は部の事務を総理し、副部長は部長を補佐するとともに、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 部に、別表第2の左欄に掲げる部の区分ごとに、同表の中欄に掲げる班を置く。

5 班に、班長及び班員を置き、班長は別表第2の左欄に掲げる部の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。

6 総括情報部総括情報班の班員は、前項に定める職員のほか、主として情報の収集及び迅速な対策を行うための要員（以下「情報・初期対応要員」という。）として第10条第1項の規定により派遣された職員をもって充てる。

7 総括情報部連絡調整班の班員は、第5項に定める職員のほか、各部間の連絡調整及び対策本部の決定事項を各部へ伝達する要員（以下「連絡調整員」という。）として第10条第1項の規定により派遣された職員をもって充てる。

8 班長は、部長の命を受けて次条に定める班の事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

9 第4項及び第5項の規定にかかわらず、教育部の組織は教育長が、警察部の組織は警察本部長が定める。

（部及び班の分掌事務）

第6条 部は班の事務を総括し、班は別表第2の中欄に掲げる班の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務を分掌する。

2 前項の規定にかかわらず、教育部の分掌事務は教育長が、警察部の分掌事務は警察本部長が定める。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

4 班は、第1項の規定により分掌する事務のほか、本部長又は部長の指示により、他部又は部内の他の班の応援を行い対策本部の事務の迅速かつ効果的な処理に努めるものとする。

（地方本部の設置）

第7条 本部長は、地方における新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施を図るため、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第7条の

規定により作成する沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の定めるところにより、沖縄県新型インフルエンザ等対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置することができる。

（地方本部の名称、管轄区域等）

第8条 地方本部の名称、管轄区域、構成機関等は、別表第3に定めるところによる。

- 2 地方本部に地方本部長及び地方副本部長を置き、別表第3の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 地方本部長は、本部長の命を受けて、管轄区域内における新型インフルエンザ等対策に関する事務を処理する。
- 4 地方本部の事務を処理するため、別表第3の第1欄に掲げる地方本部ごとに、同表の第5欄に掲げる班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 班長は、別表第3の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は、班長の所属する機関の職員及び班を構成する他の機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けるとともに、班を構成する他の構成機関の長と連携して班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
- 7 地方本部の構成機関の長は、班の分掌事務の処理に当たっては、対策本部の関係する部及び班との連携を密にするものとする。
- 8 地方本部の各班の基本的役割は、別表第4のとおりとし、各班の分掌事務及び構成機関による各班の構成その他必要な事項については、地方本部長が定める。
- 9 地方本部長は、前項の規定により必要事項を定めたとき又は変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

（地方機関相互の連携）

第9条 地方本部は、地方本部と同一の区域を管轄する指定地方行政機関（法第2条第5号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）等と連携して地方における新型インフルエンザ等対策を行うものとする。

（情報・初期対応要員等の派遣）

第10条 部長は、対策本部の事務の効果的運用を図るため、部に所属する職員の中から情報・初期対応要員2人及び連絡調整員1人を指名し、対策本部の設置と同時に総括情報部に派遣するものとする。ただし、出納部、人事委員会部、監査委員会部、労働委員会部及び議会部に係る情報・初期対応要員については、この限りでない。

- 2 部長は、必要に応じ、部に所属する職員を他の部又は地方本部へ派遣することができる。

（状況等の報告）

第11条 部長及び地方本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況、これに対してとった措置の概要等について、遅滞なく、本部長に報告するものとする。

（関係機関との連絡等）

第12条 この訓令に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して的確かつ迅速に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

（他の法令等との関係）

第13条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の法令等により特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

（関係書類等の保管）

第14条 この訓令により処理した事項についての残務整理については、対策本部にあっては部長の職にあった者が、地方本部にあっては地方本部長の職にあった者がこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

（雑則）

第15条 この訓令に定める以外の対策本部に関する活動事項については、行動計画の定めるところによる。

第16条 この訓令に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月22日から施行する。

別表第1（第5条関係）

部名	部長	副部長
総括情報部	保健医療部長	保健衛生統括監
知事公室部	知事公室長	秘書広報交流統括監
総務部	総務部長	総務統括監
企画部	企画部長	企画調整統括監
環境部	環境部長	環境企画統括監
子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監
保健医療部	保健医療部長	保健衛生統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	観光政策統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納部	会計管理者	会計課長
企業部	企業局長	企業企画統括監
病院事業部	病院事業局長	病院事業統括監
教育部	教育長	教育管理統括監
人事委員会部	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
監査委員会部	監査委員事務局長	監査課長
警察部	警察本部長	警備部長
労働委員会部	労働委員会事務局長	調整審査課長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

別表第2（第5条、6条関係）

部名	班名及び班長	分掌事務
総括情報部	総括情報班 班長 健康長寿課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議の開催に関する事。 3 法第24条第1項の規定による総合調整に関する事。 4 法第24条第3項の規定による職員の派遣を求める事。 5 法第24条第4項の規定による政府対策本部長への要請に関する事。 6 法第24条第5項の規定による政府対策本部長に必要な情報の提供を求める事。 7 法第24条第6項の規定による関係機関に報告又は資料の提出を求める事。 8 法第24条第7項の規定による県警察又は教育委員会に必要な措置を講ずるよう求める事。 9 法第24条第8項の規定による指定行政機関（法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。）の長又は指定地方行政機関の長に対する要請に関する事。 10 法第24条第9項の規定による公私の団体又は個人に対する協

		<p>力の要請に関すること。</p> <p>11 政府対策本部等との連絡調整に関すること。</p> <p>12 地方本部との連絡調整に関すること。</p> <p>13 各部の分掌事務の調整に関すること。</p> <p>14 対策本部の庶務に関すること。</p> <p>15 行動計画の見直しに関すること。</p> <p>16 市町村への指導、助言、応援及び指示に関すること。</p> <p>17 新型インフルエンザ等に係る情報提供及び記者発表に関すること。</p> <p>18 指定地方公共機関（法第2条第7号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の指定に関すること。</p> <p>19 県民等のコールセンター設置に関すること。</p> <p>20 医療関係者に対する医療及び特定接種の実施に関する要請等に関すること。</p> <p>21 広域応援要請に関すること。</p> <p>22 法第45条の規定による住民及び施設管理者等に対する要請等に関すること。</p> <p>23 特定物資の確保に関すること。</p> <p>24 法第69条第3項の規定による市町村が支弁する費用の負担に関すること。</p> <p>25 臨時の医療施設の設置に関すること。</p> <p>26 感染症指定医療機関等の支援に関すること。</p> <p>27 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因調査に関すること。</p> <p>28 法第46条第5項の規定による市町村が実施する予防接種への協力に関すること。</p>
	連絡調整班 班長 保健医療政策課長	<p>1 本部会議の招集等に関すること。</p> <p>2 各部への対策本部決定事項の伝達に関すること。</p>
知事公室部	知事公室総務班 班長 秘書課長	<p>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。</p> <p>3 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。</p> <p>4 政府対策本部長等の対応に関すること。</p>
	広報交流班 班長 広報交流課長	<p>1 新型インフルエンザ等に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。</p> <p>2 記者発表に係る調整に関すること。</p> <p>3 外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関すること。</p>
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍への要請に関すること。
	地域安全政策班 班長 地域安全政策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	<p>1 新型インフルエンザ等患者の搬送に関すること。</p> <p>2 災害対策用食料の備蓄に関すること。</p> <p>3 自衛隊への要請（別表第4連絡調整班の項に規定する自衛隊への要請に係るものを除く。）に関すること。</p>
総務部	総務班 班長 総務私学課長	<p>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。</p> <p>3 東京連絡班との連絡に関すること。</p> <p>4 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>5 関係資料等の印刷に関すること。</p>
	人事班 班長 人事課長	<p>1 新型インフルエンザ等対策に従事する職員の服務及び動員に関すること。</p> <p>2 法第40条の規定による特定市町村の応援要請及び法第42条の規定による職員の派遣要請に関すること。</p>
	行政管理班 班長 行政管理課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

	職員厚生班 班長 職員厚生課長	1 新型インフルエンザ等対策に従事する職員の公務災害に関すること。 2 知事部職員の感染予防及びまん延防止に関すること。 3 新型インフルエンザ等対策に従事する職員への特定接種の実施に関すること。
	財政班 班長 財政課長	1 新型インフルエンザ等対策の財源措置に関すること。 2 県議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に関すること。
	税務班 班長 税務課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	管財班 班長 管財課長	1 県庁舎及び知事公舎の衛生対策に関すること。 2 対策本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関すること。
	東京連絡班 班長 東京事務所長	政府対策本部との連絡調整（総括情報班の分掌事務に係るものを除く。）及び資料配布に関すること。
企画部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のみ患状況等の総括に関すること。
	交通政策班 班長 交通政策課長	指定地方公共機関（公共交通関係）の事業継続支援に関すること。
	土地対策班 班長 土地対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	統計班 班長 統計課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	総合情報政策班 班長 総合情報政策課長	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成19年沖縄県訓令第55号・沖縄県病院事業局訓令第3号・沖縄県教育委員会教育長訓令第14号）第1条に規定する沖縄県総合行政情報通信ネットワークをいう。）による通信の確保に関すること。
	地域・離島班 班長 地域・離島課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	市町村班 班長 市町村課長	法第68条第1項の規定による特定市町村への費用の支弁に関すること。
環境部	環境総務班 班長 環境政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のみ患状況等の総括に関すること。
	環境保全班 班長 環境保全課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	環境整備班 班長 環境整備課長	廃棄物処理対策に関すること。
	自然保護・緑化推進班 班長 自然保護・緑化推進課長	自然界における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関すること。
子ども生活福祉	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のみ患状況等の総括に関すること。 3 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関すること。 4 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関すること。

社 部	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の社会福祉施設、介護保険施設等の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所、児童館等の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。 3 県内感染期の保育の実施の検討に関する事。
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
	消費・くらし安全班 班長 消費・くらし安全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定物資（食品等生活関連物資）の売渡しの要請等に関する事。 2 生活関連物資等の価格の安定等に関する事。
	平和援護・男女参画班 班長 平和援護・男女参画課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
保 健 医 療 部	保健医療総務班 班長 保健医療政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。 3 指定地方公共機関（医療関係）の事業継続支援に関する事。 4 医療関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 5 衛生環境研究所の事業継続支援に関する事。
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び保管に関する事。 2 医療機関の施設及び設備の整備に関する事。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関する事。
	生活衛生班 班長 生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 興行場及び旅館業に対する指導に関する事。 2 埋葬及び火葬の特例等に関する事。 3 水道事業の事業継続支援に関する事。 4 食鳥処理施設における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関する事。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地方公共機関（医薬品等製造販売業及び医薬品等販売業関係）の事業継続支援に関する事。 2 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整に関する事。 3 医薬品、医療機器又は衛生材料の備蓄、調達及び配分に関する事。
農 林 水 産 部	農林水産総務班 班長 農林水産総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。
	流通・加工推進班 班長 流通・加工推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急措置の用に供する副食物（農産物に限る。）の流通対策及び確保に関する事。 2 主食の確保に関する事。
	農政経済班 班長 農政経済課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	営農支援班	部内各班又は他部の応援に関する事。

	班長 営農支援課長	
	園芸振興班 班長 園芸振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	糖業農産班 班長 糖業農産課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	畜産班 班長 畜産課長	1 家きんの鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関する事。 2 応急措置の用に供する畜産物の流通対策及び確保に関する事。
	村づくり計画班 班長 村づくり計画課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	農地農村整備班 班長 農地農村整備課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	森林管理班 班長 森林管理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	水産班 班長 水産課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
商 工 労 働 部	商工労働総務班 班長 産業政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のみ患状況等の総括に関する事。 3 指定地方公共機関（電気、ガス事業等）の事業継続支援に関する事。 4 特定物資（燃料）の売渡しの要請等に関する事。
	国際物流商業班 班長 国際物流商業課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	ものづくり振興班 班長 ものづくり振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	中小企業支援班 班長 中小企業支援課長	法第60条の規定による政府系金融機関等の措置に関する事。
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	雇用政策班 班長 雇用政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	労働政策班 班長 労働政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部	文化観光総務班 班長 観光政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のみ患状況等の総括に関する事。
	観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関する事。 2 観光施設における感染防止及びまん延防止の情報提供に関する事。
	文化振興班 班長 文化振興課長	1 文化施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関する事。 2 文化施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。

	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	1 スポーツ施設における感染予防及びまん延防止に関する情報提供に関する事。 2 スポーツ施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。
土木建築部	土木総務班 班長 土木総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。
	技術・建設業班 班長 技術・建設業課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	用地班 班長 用地課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	道路街路班 班長 道路街路課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	道路管理班 班長 道路管理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	河川班 班長 河川課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	海岸防災班 班長 海岸防災課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	港湾班 班長 港湾課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	空港班 班長 空港課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレール課長	1 都市公園及び都市モノレールにおける感染予防及びまん延防止の情報提供に関する事。 2 指定地方公共機関（交通機関）の事業継続支援に関する事。
	下水道班 班長 下水道課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	建築指導班 班長 建築指導課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	住宅班 班長 住宅課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	施設建築班 班長 施設建築課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
出納部	出納総務班 班長 会計課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。 3 対策本部の歳入歳出外現金の出納に関する事。 4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関する事。
	物品管理班 班長 物品管理課長	1 特定物資等の出納、保管及び管理に関する事。 2 特定物資等購入品の検収に関する事。
企業部	企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関する事。
	経理班 班長 経理課長	部内各班の応援に関する事。
	配水管理班 班長 配水管理課長	用水供給事業の事業継続計画の総括に関する事。

	建設班 班長 建設計画課長	部内各班の応援に関すること。
病院事業部	県立病院班 班長 県立病院課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。 4 県立病院における医療提供体制確保に関すること。
人事委員会部	人事委員会総務班 班長 人事委員会事務局 総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。
	職員班 班長 職員課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
監査委員会部	監査班 班長 監査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。
労働委員会部	調整審査班 班長 調整審査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。
議会部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課 長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	政務調査班 班長 政務調査課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

別表第3 (第8条関係)

名称	地方本部長及び 地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長名
北部地方本部	地方本部長 北部保健所長 地方副本部長 北部福祉保健 所保健総括	北部保健 所の管轄 区域	北部保健所 北部福祉保健所 県立北部病院 北部農林水産振興センター 北部土木事務所 名護県税事務所 その他北部保健所管内に所 在する出先機関	総括班 班長 北部福祉保健所 福祉総括 医療衛生班 班長 北部福祉保健所 保健総括 県立病院班 班長 県立北部病院長 生活福祉班 班長 北部福祉保健所 福祉総括 農林水産班 班長 北部農林水産振 興センター所長 土木建築班 班長 北部土木事務所 長
中部地方本部	地方本部長 中部保健所長	中部保健 所の管轄 区域	中部保健所 中部福祉保健所 県立中部病院	総括班 班長 中部福祉保健所 福祉総括

	地方副本部長 中部福祉保健 所保健総括		中部農林土木事務所 中部土木事務所 コザ県税事務所 中部農業改良普及センター その他中部保健所管内に所 在する出先機関	医療衛生班 班長 中部福祉保健所 保健総括 県立病院班 班長 県立中部病院長 生活福祉班 班長 中部福祉保健所 福祉総括 農林水産班 班長 中部農林土木事 務所長 土木建築班 班長 中部土木事務所 長
南部地方本部	地方本部長 南部保健所長 地方副本部長 南部福祉保健 所保健総括	南部保健 所の管轄 区域	南部保健所 南部福祉保健所 南部医療センター・こども 医療センター 南部農林土木事務所 南部土木事務所 那覇県税事務所 南部農業改良普及センター 南部林業事務所 その他南部保健所管内に所 在する出先機関	総括班 班長 南部福祉保健所 福祉総括 医療衛生班 班長 南部福祉保健所 保健総括 県立病院班 班長 南部医療センタ ー・こども医療 センター院長 生活福祉班 班長 南部福祉保健所 福祉総括 農林水産班 班長 南部農林土木事 務所長 土木建築班 班長 南部土木事務所 長
宮古地方本部	地方本部長 宮古保健所長 地方副本部長 宮古福祉保健 所保健総括	宮古保健 所の管轄 区域	宮古保健所 宮古福祉保健所 宮古事務所 県立宮古病院 宮古農林水産振興センター 宮古土木事務所 その他宮古保健所管内に所 在する出先機関	総括班 班長 宮古福祉保健所 福祉総括 連絡調整班 班長 宮古事務所総務 課長 医療衛生班 班長 宮古福祉保健所 保健総括 県立病院班 班長 県立宮古病院長 生活福祉班 班長 宮古福祉保健所 福祉総括 農林水産班 班長 宮古農林水産振 興センター所長 土木建築班 班長 宮古土木事務所 長
八重山地方本部	地方本部長 八重山保健所 長 地方副本部長 八重山福祉保 健所保健総括	八重山保 健所の管 轄区域	八重山保健所 八重山福祉保健所 八重山事務所 県立八重山病院 八重山農林水産振興セン ター 八重山土木事務所 その他八重山保健所管内に 所在する出先機関	総括班 班長 八重山福祉保健 所福祉総括 連絡調整班 班長 八重山事務所総 務課長 医療衛生班 班長 八重山福祉保健 所保健総括 県立病院班

				班長 県立八重山病院 長 生活福祉班 班長 八重山福祉保健 所福祉総括 農林水産班 班長 八重山農林水産 振興センター所 長 土木建築班 班長 八重山土木事務 所長
--	--	--	--	---

別表第4 (第8条関係)

班名	基本的役割
総括班	1 地方本部の総括及び情報収集に関すること。 2 必要人員の動員及び確保に関すること。 3 地方本部の予算に関すること。 4 各出先機関間の連絡調整に関すること。(宮古地方本部及び八重山地方本部を除く。) 5 各出先機関への地方本部決定事項の伝達に関すること。(宮古地方本部及び八重山地方本部を除く。)
連絡調整班 (宮古地方本部及び八重山地方本部に限る。)	1 各出先機関間の連絡調整に関すること。 2 各出先機関への地方本部決定事項の伝達に関すること。 3 物資の配布に関すること。 4 自衛隊又は海上保安庁への要請に関すること。
医療衛生班	医療及び衛生に関すること。
県立病院班	医療に関すること。
生活福祉班	生活支援に関すること。
農林水産班	家きんの鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関すること。
土木建築班	土木建築関係対策に関すること。

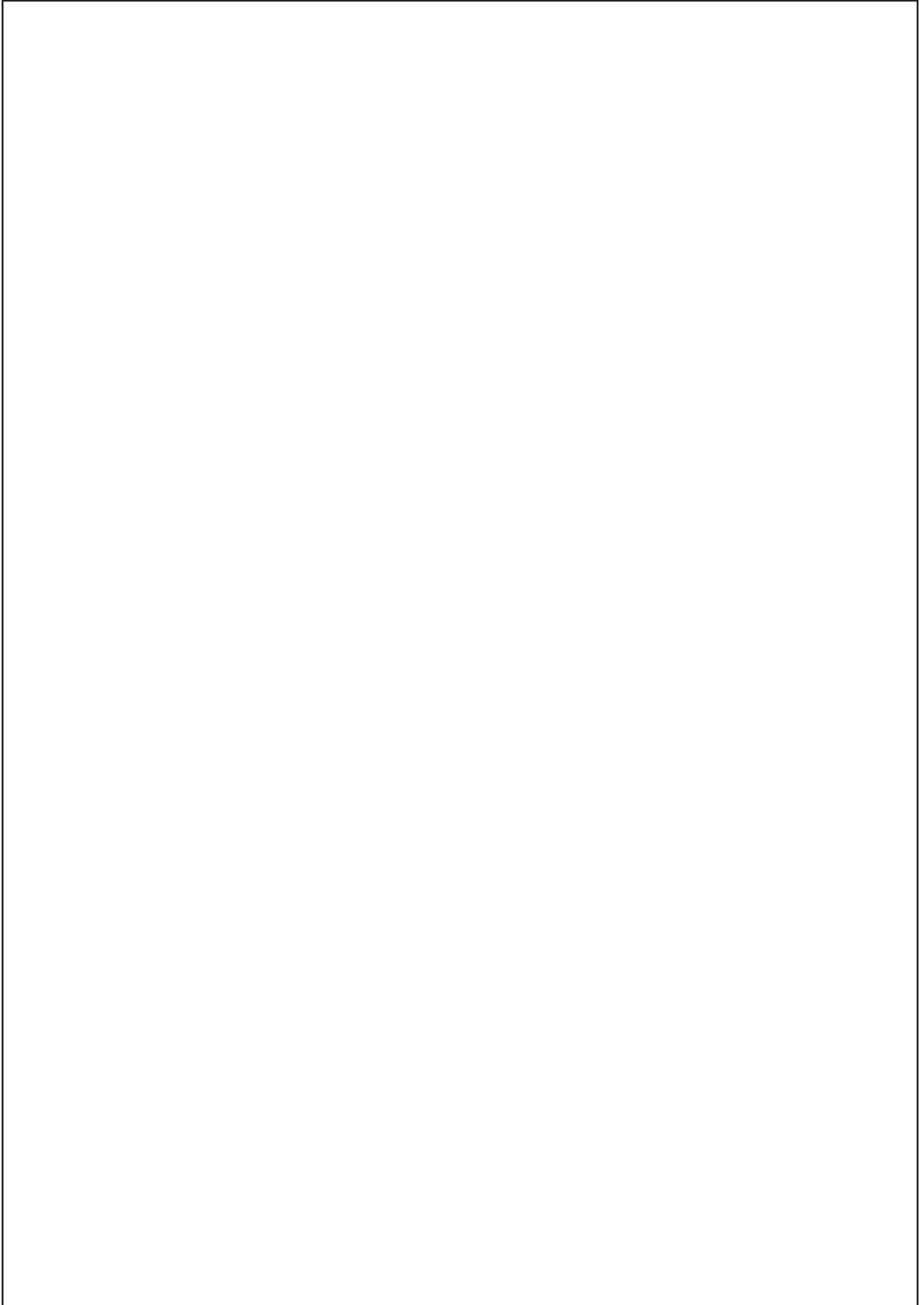
正 誤

平成27年3月31日付け公報号外第5号登載の「沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (沖縄県病院事業局管理規程第3号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
17	上から5	血液・腫瘍内科」	血液・腫瘍内科 感」
17	上から6	・腫瘍内科」	・腫瘍内科 感」

平成27年3月31日付け公報号外第5号登載の「沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程 (沖縄県病院事業局管理規程第4号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
17	上から21	循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科	内科 循環器内科」を「内科 循環器内科 腎臓内科



発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号